

香川県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第58号

香川県警察本部組織条例の一部を改正する条例

香川県警察本部組織条例（昭和29年香川県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(刑事部の所掌事務)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 犯罪による収益の移転防止に関すること。</u></p> <p><u>(8) 略</u></p>	<p>(刑事部の所掌事務)</p> <p>第5条 刑事部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 略</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。